

2017年4月5日

衆議院 議院運営委員会委員長 佐藤 勉様

刑法改正による性犯罪の厳罰化の早急な実現に向けた要望書

日々のご精励に敬意を表します。

与党は、「組織犯罪処罰法改正案」の審議を「刑法性犯罪改正案」より先行させ、「組織犯罪処罰法改正案」について、6日からの審議入りを合意したと報じられています。

刑法性犯罪の改正案の審議を後回しにすることは、性犯罪・性暴力被害者のことなど後回しにしてもいいのだと国会が宣言することです。性犯罪・性暴力は「魂の殺人」と言われます。性犯罪・性暴力は文字通り命に係わる緊急・切迫した課題です。

今回の改正は実に110年ぶりであり、性犯罪の厳罰化が実現すれば大きな抑止力になります。今回の改正案では、親告罪の撤廃と監護者わいせつ罪、監護者性交等罪の新設により、未成年や18歳未満の、近親者から被害にあっても逃げられない被害者が救済されます。また、被害者や加害者の性差をなくし、肛門性交や口腔性交を陰性交と同等に扱う強制性交等罪にすることで、これまでどんなに深刻な被害にあっても声を上げられなかった男性・セクシュアルマイノリティの性犯罪・性暴力被害に光が当たります。これまで被害を訴えられなくさせられていた若年の被害者、男性・セクシュアルマイノリティを、これ以上、放置し続けることは人権の観点から決して許されることではありません。

このように、性犯罪の厳罰化は一刻を争う事案であることから、「刑法の一部を改正する法律案」を早急に審議していただけるようお願いを申し上げます。合わせて、議員立法「性暴力被害者支援法案」も早急に審議し、成立できるようお取りはかりをお願い致します。

記

1. 「刑法の一部を改正する法律案」の審議を「組織犯罪処罰法改正案」より先行させ、一刻も早く刑法改正による性犯罪の厳罰化を実現させること。

<女性議員有志>

衆議院議員 <民進党> 阿部知子 太田和美 金子恵美 菊田真紀子 郡和子

小宮山泰子 辻元清美 西村智奈美 山尾志桜里

<共産党> 池内さおり 高橋千鶴子 畑野君枝

参議院議員 <民進党・新緑風会> 相原久美子 伊藤孝恵 神本美恵子

田名部匡代 徳永エリ 平山佐知子 舟山康江 牧山ひろえ 宮沢由佳

矢田わか子 吉川沙織 蓮舫

<希望の会(自由・社民)> 青木愛 森ゆうこ 福島みずほ

<沖縄の風> 糸数慶子